

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十二号

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年佐賀県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「鋼索鉄道」を「鉄道」に、「第二条第九項」を「第二条第八項」に改め、同条第十号中「養魚施設」を「動物繁殖施設」に改める。

第三条の見出しを「（公園事業の執行）」に改め、同条第二項中「及び図面を添えなければ」を「を添付しなければ」に改め、「の執行の認可の申請」を削り、「第五号及び第六号」を「第七号及び第九号」に、「除く」を「、市町及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる書類を除く」に改め、同項第五号から第九号までを削り、同項第四号中「附随する」を「付随する」に改め、同号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

第三条第二項第三号中「施設の」を「公園施設の」に、「平面図、立面図、断面図」を「各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図」に改め、「給排水計画図」の下に「並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「施設の附近」を「公園施設の付近」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号

中「施設」を「公園施設」に、「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 個人にあつては、住民票の写し
  - 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 第三条第二項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

九 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

第三条第一項中「第九条第三項の規定により公園事業の執行」を「第十条第二項の同意を得ようとする者又は同条第三項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類

第三条第一項第三号中「施設」を「公園施設」に改め、同項第四号を次のように改める。

#### 四 公園施設の規模

第三条第一項第五号中「施設」を「公園施設」に改め、「の概要」を削り、同項第六号及び第七号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

六 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

七 前条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

第三条に第一項として次の一項を加える。

条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、前条各号に掲げる施設（以下「公園施設」という。）ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

第三条に次の六項を加える。

4 条例第十条第二項の同意を得た者又は同条第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町及びその他の公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならず、市町及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

一 第二項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 第二項第七号及び第八号に掲げる事項

5 前項の規定による変更の同意を得ようとする者又は同項の規定による変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式の申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする予定年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

6 第三項の規定は、前項の申請書について準用する。

7 公園事業者は、第四項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式の届出書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とする理由

9 条例第十条第三項の認可又は第四項の規定による変更の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第四条及び第五条を次のように改める。

(改善命令)

第四条 知事は、公園事業者の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、条例第十条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第五条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）が市町及びその他の公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が市町及び公共団体以外の者である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 前項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式の申請書を知事に提出するものとする。

- 一 合併法人等の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - 二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - 三 公園施設の種類
  - 四 合併又は分割をした年月日
  - 五 合併又は分割をした理由
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
    - 二 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
    - 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
  - 4 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
  - 5 前項の規定による相続の承継の申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式の申請書を知事に提出して行うものとする。
    - 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
    - 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
    - 三 公園施設の種類
  - 6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 第三条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類
    - 二 被相続人との続柄を証する書類
    - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

7 相続人が第四項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした条例第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

8 第四項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第六条を削る。

第七条の見出しを「(公園事業の休廃止)」に改め、同条第一項中「知事の承認を受けなければ」を「あらかじめ、その旨を知事に届け出なければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「休止又は廃止の承認を受けようとする者は」を「届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに」に、「申請書を知事に」を「届出書を」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第七条第二項第二号中「公園事業」を「公園施設」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改め、同項第五号を削る。

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

第七条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

3 前項の届出書には、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(認可の失効及び取消し等)

第七条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可

その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されるとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式の届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

5 知事は、条例第十条第三項の認可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- 一 第三条第四項若しくは第七項又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第三条第九項の規定により条例第十条第三項の認可又は第三条第四項の規定による変更の認可に付された条件に違反したとき。
- 三 第四条の規定による命令に違反したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により条例第十条第三項の認可又は第三条第四項の規定による変更の認可を受けたとき。

第八条から第十条までを次のように改める。

(原状回復命令等)

第八条 知事は、条例第十条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第九条 知事は、条例第十条第三項の認可を受けた者に対し、公園事業の執行に関し必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、



関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公園事業の執行に関し必要な事項)

第十条 第二条から前条までに定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第十一条から第十五条までを削る。

第十五条の二を第十一条とする。

第十六条第一項中「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十六条第二項中「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同項第二号中「附近」を「付近」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条の二中「第十三条第四項第十三号」を「第十四条第四項第十三号」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条中「第十三条第十項第三号」を「第十四条第十項第三号」に改め、

同条第六号中「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同条第七号中「河川管理施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加え、同条第十号中「施設」の下に「同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、」を加え、「公共施設用地」を「公共施設用地」に改め、同条第十二号中「第七十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同条第十四号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第十七条第二十一号中「下刈りし、つる切りし」を「下刈し、つる切し」に改め、同条第三十八号中「広告物その他これに類する物」を「広告物等」に改め、「広告その他これに類するものを」を削り、同条第四十三号中「第十三条第四項第十号」を「第十四条第四項第十号」に改め、同条第四十三号の五を同条第四十三号の八とし、同条第四十三号の二から第四十三号の四までを三号ずつ繰り下げ、同条第四十三号の次に次の三号を加える。

四十三の二 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

四十三の三 宅地内に木竹を植栽すること。

四十三の四 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十七条第四十三号の八の次に次の一号を加える。

四十三の九 家畜を係留放牧すること。

第十七条第四十四号中「第四条第六項に掲げる」を「第五条第六項に掲げる」に改め、同条第四十五号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第四十五号の十一中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改め、同条第四十五号の十三中「立ち入ること」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第四十五号の十四中「第十三条第四項第十三号」を「第十四条第四項第十三号」に改め、同条第四十五号の十五中「第十三条第四項第十三号」を「第十四条第四項第十三号」に、「条例第十三条第四項の」を「同項の」に改め、同条第四十六号から第四十九号までを削り、同条第五十号を同条第四十六号とし、同条を第十四条とする。

第十七条の二を第十五条とする。

第十七条の三中「第十四条第三項第五号」を「第十五条第三項第五号」に改め、同条第一号イ中「第十七条第六号」を「第十四条第六号」に、「第四十三号

の三」を「第四十三号の二、第四十三号の六」に、「第四十五号の二十七及び第四十六号」を「及び第四十五号の二十七」に改め、同号口中「第十七条第一号」を「第十四条第一号」に、「第四十三号の二」を「第四十三号の五」に改め、同条第十五号中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第十九号中「の隣接地」を削り、同条第二十一号の次に次の一号を加え、同条を第十六条とする。

二十一の二 当該職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第十七条の四中「第十五条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条を第十七条とする。

第十七条の五第一項中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条第二項中「利用者」を「申請者」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十七条の六第一項中「第十五条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同項第三号中「立入認定書」を「立入りの認定」に改め、同条第二項中「第十七条の四第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の七中「第十五条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の八第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十七条の八第二項中「添付しなければならない」を「添付するものとする」に改め、同項第一号中「及び登記簿の謄本」を「若しくは寄附行為及び登記事項証明書」に改め、同項第五号中「第十六条第三項各号」を「第十七条第三項各号」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十七条の九第一項中「第十八条第一項前段」を「第十九条第一項前段」に

改め、同条第二項中「第十八条第一項後段」を「第十九条第一項後段」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の十第一項中「第十八条第二項前段」を「第十九条第二項前段」に改め、同条第二項中「第十八項第二項後段」を「第十九条第二項後段」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の十一中「第十八条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の十二中「第十八条第五項」を「第十九条第五項」に、「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十八条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第二十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の目的

三 行為地及びその付近の状況

四 行為の完了予定日

第十九条中「第二十三条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号」に改め、同条第一号中「海面」を「海域」に改め、同条第二号中「海面の」を「海域の」に改める。

第二十条中「第二十三条第七項第三号」を「第二十四条第七項第三号」に改め、同条第一号中「第十七条第一号から第十六号まで」を「第十四条第一号から第十六号の二まで」に改め、同条第十一号中「のり」を「法」に改め、同条第十四号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第十七

号中「のり」を「法」に改める。

第二十一条第一項中「第十三条第七項」を「第十四条第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十一条第二項中「第十六条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に、

「第十三条第八項」を「第十四条第八項」に、「第十六条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改める。

第二十二条第一項中「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に、「第二十三

条第一項」を「第二十四条第一項」に、「をした」を「を了した」に、「第十六条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第三項中「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に、「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に、「一部を添える」を「全部を添える」に改める。

第二十二条の二中「第二十八条第三項第三号」を「第二十九条第三項第三号」に改める。

第二十二条の三中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第二十二条の四中「第三十一条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第二十二条の五中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第三十五条各号」を「第三十六条各号」に改める。

第二十三条中「第二十一条第二項、条例第二十五条第五項（条例第二十七条第三項）」を「第二十二条第二項、条例第二十六条第五項（条例第二十八条第三項）」に、「第四十条第四項」を「第四十一条第四項」に、「第十一条第二項（第十五条において準用する場合を含む。）」を「第九条第二項」に改める。

第二十四条中「第四十一条第三項」を「第四十二条第三項」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
様式第一号中「第21条」を「第22条」に改める。  
様式第二号中「第25条」を「第26条」に改める。  
様式第三号中「第27条」を「第28条」に改める。  
様式第四号中「第40条」を「第41条」に改める。  
様式第五号中「第11条（第15条の規定において準用する場合を含む。）」  
を「第9条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。